

従来の「洪水を川から氾濫させない対策」に加え、「氾濫した場合でも被害を最小化させる対策」を実施。洪水氾濫域対策（氾濫した場合でも床上浸水等を防止）もあわせた地域全体での減災対策制度を創設。

- ・ 洪水氾濫域減災対策の対象地域を指定
- ・ 土地利用状況に応じた氾濫対策を定めた地域全体の減災計画を、地方自治体等の関係機関が策定
- ・ 洪水氾濫拡大防止施設（二線堤等）の整備
- ・ 洪水氾濫区域における遊水機能の保全のための規制
- ・ 排水ポンプの運転ルールの設定
- ・ 地方自治体等への助成・支援措置

